

国立大学法人京都工芸繊維大学 中期目標・中期計画一覧表

(前文) 大学の基本的な目標

1. 長期ビジョン 一本学の目指すところー

21世紀の個性的な産業と文化を創出する「感性豊かな国際的工科系大学」づくり

豊かな文化を育んできた歴史都市京都にあって、本学は、その前身校の時代から、伝統文化や伝統産業との深い結びつきを背景に、工芸学と繊維学にかかる幅広い分野で常に先端科学の学理を導入し、「実学」を中心とする教育研究によって、広く産業界や社会に貢献してきました。近年においては、環境との調和を意識しつつ、人間を大切にする科学技術を拓くという観点から、「人に優しい実学」を推し進めることに重点を置いてきました。

新たな世紀に踏み出した今、本学は、これまでに果たしてきた役割を踏まえつつ、長い歴史の中に培った学問的蓄積の上に、感性を重視した人間性の涵養、自然環境との共生、芸術的創造性との協働などを特に意識した「新しい実学」を開拓し、伝統と先端が織り成す文化を世界に発信し続ける京都から、国際的な視野に立って、自らの特色を活かす創造力豊かな教育研究を力強く展開し、21世紀の個性的な産業と文化を創出する「感性豊かな国際的工科系大学」を目指します。

2. 長期ビジョンの実現に向けて

本学の個性的なマインドに支えられた新たなテクノロジーの確立

科学技術の急激な進展とあいまって20世紀の後半に顕在化した様々な人類史的課題は、これまでの分析的・要素論的なテクノロジーだけでは解決不可能であることが明らかになっています。21世紀においては、人間と自然との共生や、経済活動、文化活動など周囲の環境とのかかわりを大切にし、地域社会への貢献に努めるとともに国際社会の発展と幸福に寄与していく必要があります。そのためには、人間をとりまく事物や事象を包括的・全体論的に捉え、人間に心身の活力と充足感をもたらし、かつ持続可能な文化社会を築くことのできるテクノロジーの創出が強く望まれます。本学では、これを「ヒューマン・オリエンティッド・テクノロジー」(human-oriented technology)と呼ぶことにしました。日本のものづくり文化の底流にある「わざ」と「こころ」を「技術知」「デザイン知」として展開することを通して、この新たなテクノロジーの確立に努め、21世紀の世界に向けて積極的に貢献したいと考えています。

本学の創設の趣旨、歴史、特色そして立地環境は、まさに本学にその担い手として社会をリードする使命があることを示しています。

開学100周年・大学創立50周年を期に、西暦2000年に標語として掲げた「科学と芸術 - 出会いを求めて - 」は、伝統文化と先端科学の融合という本学開学期から底流にあったテーマであるとともに、本学が21世紀に目指すテクノロジーを築く上で、重要なマインドを表わしています。このマインドに、環境共生マインドをあわせて涵養することで、教育研究を進める上で大切な土壤としてこれらを醸成し、以下の4つの課題を中心に長期ビジョンの実現に向けて全学をあげて取り組みます。

1. 豊かな感性に導かれ、心身の活力と充足感をもたらす新しいサイエンスとテクノロジーの開拓
2. 歴史都市京都から世界に向けて発信する、人間・環境・産業・文化調和型の個性あふれる先端テクノロジーの研究開発
3. 新分野を開拓するチャレンジ精神を持ち、世界で活躍できる確かな力量と豊かな感性を備えた人材の育成
4. 学生のニーズや地域・社会の要請に的確に対応できる、柔軟でみずみずしい組織に支えられた大学運営の実現

3. 中期目標設定の基本的考え方と取組みのねらい

上に掲げた諸課題は、いずれも一朝一夕にして達成できるものではありません。第1期中期目標期間においては、長期ビジョンの実現に向けた助走的基盤形成期と捉え、各課題ごとに、優先的に取り組むべき事業等を教育、研究、管理運営などそれぞれの側面に照らして抽出し、その実現方策を明確に設定する必要があります。それらについては、後述のⅡ以降に示していますが、具体的な計画に当たり、特に留意した点は次のとおりです。

- ① 各課題を効果的、効率的に達成するための戦略的な方策の策定
- ② 特色ある研究や新たな領域の開拓に必要な分野融合的な取組みを可能とする柔軟な教育研究組織の構築
- ③ 学生と教職員、地域社会と大学、教育現場と管理運営サイドなどの相互間において、ボトムアップとトップマネジメントを調和させるマーケティング手法の導入

本中期目標・計画は、限りある資源を有効に活用し、全学をあげて重点的に取組む事項に絞って記載しています。したがって、これらは本学の活動の一部をなすものにすぎません。もとより教育研究をはじめ大学の諸活動には多様性が必要なことは言うまでもありません。教職員個々人、グループ、学生による学内外での多様な教育研究活動とあいまって、本計画がより効果的に展開されるよう一層の努力をします。

I 中期目標の期間及び教育研究上の基本組織	
1 中期目標の期間 平成16年4月1日から平成22年3月31日まで	中期目標期間を前期、後期のそれぞれ3年ずつに区切り、前期終了後に全体にわたる見直し（レビュー）を図ることにより、後期計画をより効果的に達成するよう努めることとする。
2 教育研究上の基本組織	
別表1の学部、研究科を置く。	
中 期 目 標	中 期 計 画
II 大学の教育研究等の質の向上 1 教 育 「科学と芸術」、「京都」という土壤に培われる豊かな感性と環境共生マインドを持ち、新分野へのチャレンジ精神と世界で活躍できる確かな専門知識・技術を備えた人材の育成を目指し、特に次の事項に重点的に取り組む。 (1) 教育プログラムの内容と方法 学部レベル 1) 本学の個性的なマインド（K I Tマインド）を醸成する科目の整備、提供 ねらい：本学が21世紀に目指すテクノロジーを築くための土壤となる「科学と芸術の出会い」や歴史都市京都を背景とした感性の育成、更に環境共生マイ	I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためによるべき措置 1 教育に関する目標を達成するための措置 ○各年度の学生収容定員 別表2のとおり。 (1) 教育プログラムの内容と方法に関する目標を達成するための措置 1) 左の実施方策 ア) 人間教養科目として、「科学と芸術」、「京都の伝統と先端」、「科学技術と環境」、「科学技術と倫理」などの科目群を整備し、提供する。 i) 各科目群に3～4の科目（講義又は演習・実習）を整備し、提供する。 ii) 各科目群から1科目以上の単位取得を義務づける。

ンドなど本学（KIT）の個性的なマインド（KITマインド）の醸成を促す科目を整備、提供する。

2) 異分野、境界領域等の知識の幅を広げるための科目の提供

ねらい：人間をとりまく事物・事象を包括的、全体論的に捉え、新たなテクノロジーとして本学が目指すヒューマン・オリエンティッド・テクノロジーの基になる知識の獲得を促す科目を提供する。

3) 国際的に通用する技術者教育プログラムの提供

ねらい：世界で活躍できる確かな力量を備えた人材を育成するための教育プログラムを整備、提供する。

4) 学習目標に沿った体系的教育課程の提供

ねらい：上記教育目標を効果的に達成するために、現行の教科課程表、授業時間割表を全面的に見直し、整備するとともに、履修計画の参考となる推奨履修メニューを提供する。

大学院レベル

1) 学部、学内附属教育研究センター等との連携による専門教育効果の増大

ねらい：学部教育から大学院教育まで体系化された教育を進めるとともに、研究の幅を広げ、他専攻の学生や学部生との交流による刺激が得られるよう配慮する。

イ) KITマインドに関するテーマについて論文を公募し、優秀者を表彰する。
ウ) 上記措置は、平成16年度に準備し、平成17年度から実施する。

2) 左の実施方策

- ア) 学科を超えて履修できる専門交流科目群を提供する。
 - i) 「生物・生命系」、「物質・材料系」、「生産・情報系」、「造形・経営系」などの専門交流科目群を提供する。各科目群は2～3の専門講義科目により構成する。
 - ii) 学生が所属する学科が提供する科目群以外から1科目以上の単位取得を義務づける。
- イ) 上記措置は、中期目標前期に準備を進め、平成19年度から実施する。

3) 左の実施方策

- ア) 教育認定機構による教育基準や国際教育推奨基準に沿った教育プログラムを提供する。
 - i) JABEE（日本技術者教育認定機構）コースの拡大を図る。
 - ii) UNESCO-UIA推奨基準に沿った建築家教育プログラムを提供する。
- イ) 専門基礎科目及び英語科目に全学共通の到達評価基準を導入する。これに伴い、TOEIC等を組み入れた実践的な英語教育を展開する。
 - i) 英語の単位認定において、自己申告に基づきTOEIC等の成績を反映させる。
 - ii) 大学院の入試にTOEIC等の成績を活用する。
- ウ) 上記措置は、平成16年度に準備を開始し、平成17年度から順次実施する。ただし、ア) のi) については、平成16年度から準備を進め、平成17年度を目途にJABEE対応授業科目の整備を行い、早期の認定申請を目指す。

4) 左の実施方策

- ア) 後述の総合教育センターにおいて、科目の体系化、共通化を図り、教科課程表を整備する。
 - i) 全ての科目について、明確化、体系化、共通化の方向で見直しを行うとともに、授業時間割の整理を行い、履修計画を立てやすいようにする。
 - ii) 卒業後に、産業界をはじめ社会の各分野において専門技術者として活躍できるよう、また、研究者や高度専門職業人を目指す者にとって大学院進学など、多様な進路を想定した推奨履修メニューを提供する。
- イ) 上記措置は、平成16年度より着手し、平成17年度から本格実施する。

1) 左の実施方策

- ア) 大学院の教科課程を学部教科課程との連携も含めて総合的に整備する。
 - i) 専門分野の近い専攻群ごとに、大学院共通科目を整備し、提供する。
 - ii) 大学院科目の一部を学部生にも提供し、大学院生・学部生双方の向学心を高める。
 - iii) 大学院レベルでも感性や知識の幅を広げられるよう開講科目の履修について引き続き配慮する。
- イ) 学内附属教育研究センター等と連携し、センター等提供科目の増加を図るとともに科

2) 境界領域や融合領域など新しい学問分野へのチャレンジ精神を高めるための科目の提供

ねらい：ヒューマン・オリエンティッド・テクノロジーに関する研究を促す科目を提供する。

3) 國際的に活躍できる技術者・研究者の養成

ねらい：コミュニケーション能力と国際的視野を向上させる教育を実践する。

4) 高度専門職業人の養成と社会人ブラッシュアップ教育の充実

ねらい：社会的要請の強い分野の高度専門職業人養成に特化した修士課程の設置を図る。また、既設の課程においても社会人学生への教育サービスを充実させる施策を実施する。

(2) 実施体制、学習環境の整備

1) 「総合教育センター」の設置

ねらい：教育の評価・点検を常にフィードバックしつつ、教育プログラムなどの企画・立案を機動的に行い全学共通科目(人間教養科目、言語教育科目など)、専門基礎科目、大学院共通科目及び公開講座・リフレッシュ教育などの実施責任を負う。

目的位置づけを明確化して、教育研究の幅の拡大を図る。

ウ) 上記措置は、平成16年度より着手し、平成17年度から本格実施する。

2) 左の実施方策

ア) 本学の重点領域研究や異分野・境界領域を重視した専攻横断科目を新たに提供する。

イ) 上記措置は、平成16年度に準備し、平成17年度から実施する。

3) 左の実施方策

ア) 修士論文の英文概要の提出を義務化し、ホームページで公開する。

イ) 国際学会等での発表を奨励するため本学国際交流奨励基金等による経済的援助（現在3人程度）を充実し、英語でのプレゼンテーション能力を向上させる。

ウ) ITを活用して、国内外教育研究機関との相互教育交流を推進する。

エ) 上記措置は、平成16年度から実施する。

4) 左の実施方策

ア) 従来の研究重視型の大学院博士前期課程とは異なる、高度専門職業人の養成に適した修了要件の修士課程を設置する。

イ) 社会人学生への教育体制を充実させるため履修上の便宜を図り、e-エデュケーション等を推進する。

ウ) 上記措置は、平成16年度に準備を開始し、ア)については平成18年度の設置を目指す。イ)については平成17年度から順次実施する。

(2) 実施体制、学習環境の整備に関する目標を達成するための措置

1) 左の実施方策

ア) 学部教育、大学院教育などの教育全体について、総合的な機能を有するセンターとして「総合教育センター」を設置する。

i) 開設科目や授業時間割の見直しなどの体系的な教育プログラムを機動的に立案・実施するとともに、これに必要な教員配置計画を立案し、人事委員会に申し出る。

ii) 工科系大学との連携授業など他大学等との共同教育、学内附属施設との教育連携について総合調整を行い、これを推進する。

iii) 学生の授業評価やファカルティ・ディベロップメントなどを充実し、教育内容・方法等の改善・向上への提言を行う。

iv) GPA制度の効果的な運用など、適切な成績評価方法について研究し、改善・向上への提言を行う。

v) 情報化推進委員会と共同して、大学院の社会人や留学生を対象にe-エデュケーションを推進する。

vi) 総合教育センターは、教職員による兼務のほか、必要に応じ、一定期間センターを本務とする教員で構成する。

- イ) 教育方法の改善及び教育の質の向上を図るため、教育に関する自己点検・評価及び学外有識者による検証を行う。その際、中期目標・中期計画に掲げた重点事項について特に留意して行うとともに、当該結果に基づく改善計画を立案し実施する。
- ウ) 上記の評価及び検証については、自己点検・評価に関する項を参照のこと。
- エ) 総合教育センターは平成16年度に設置し、平成17年度から本格活動する。

2) 学習環境の整備

ねらい：学習効果を高め、学生サービスの充実を一層図るために、キャンパス環境を整備する。

(3) 学生支援

1) 「学生支援センター」の設置

ねらい：学生が心身ともに健康を保ち、十分な学習意欲を維持できるようきめ細かな指導や情報の提供など、学生のニーズに対応した支援を充実する。また卒業後の将来展望の構築を支援し、学生の自己実現の可能性の拡大を促進する。

2) 左の実施方策

- ア) 附属図書館の学習環境の整備、講義室の空調及び機器の整備、少人数用演習室及び自習室の整備、IT環境の整備などを行う。
- イ) 上記については、平成16年度に環境・施設委員会において整備計画案を策定し、平成17年度から順次実施する。

(3) 学生支援に関する目標を達成するための措置

1) 左の実施方策

- ア) 入学時から卒業後までを含めて学生の支援を総合的に行う「学生支援センター」を設置する。
 - i) 学生の生活・学習・進路・健康などの相談と支援及び就職活動支援や学生の顕彰を一体的に行う。
 - ii) 学生支援センターに「学生相談室」を置き、教職員による相談員のほか、大学院学生相談員の協力も得て、生活・学習・進路相談を行う。相談員には、事前の講習・研修の機会を与える。
 - iii) 学生が学習活動に専念できるよう、ホームページなどで学生生活上必要な情報を提供する。また保健管理センターと連絡会議を設置して定期的に情報交換を行い、学生の心身の健康維持に必要な情報提供や支援を行う。
 - iv) 学外者を招へいして、学内では得られない学生の職業意識等の涵養を図り、将来のキャリアアップのための機会を提供し、就職に関する学生からの相談にきめ細かく応じられるようキャリアアドバイザーを置く。
 - v) 学生支援センターは、教職員による兼務のほか、必要に応じ、一定期間センターを本務とする教員で構成する。
- イ) 学生支援センターは平成16年度に設置し、活動を開始する。

2) 左の実施方策

- ア) 入学時から、各年度ごとに全ての学生に教員のメンターを配置する。
- イ) 上記措置は、平成17年度から実施する。

3) 左の実施方策

- ア) 各企業がニーズにあった人材を得やすいよう、本学の教育研究の取組み状況を広報誌やホームページにより積極的に紹介し、より広範に配布する。
- イ) 就職用の「企業向け大学案内」を年1回作成し、配布するとともに、企業に求人につ

4) 卒業生との連携の強化

ねらい：社会に送り出してきた多くの卒業生との連携を深め、これまで以上に学内事業への支援や就職支援、教育プログラムの評価などの協力を得ることで、より充実した学生生活の構築に資する。また、一方で卒業生が大学との関係をより緊密に保つことで、卒業後も大学での研究状況、人材育成状況などの情報が的確に得られる体制を整備する。

(4) 入学試験と入学前学生への教育支援

1) 新たな機能を有する「アドミッションセンター」の設置

ねらい：本学のマインドと本学が目指すヒューマン・オリエンティッド・テクノロジーの実現に興味を持ち、学ぶ意欲にあふれ、大学教育に必要な基礎学力と潜在的能力を有する学生を選抜するための入試の工夫・改善を行う。

2) 大学院博士前期課程における入試の多様化

ねらい：社会の高度情報化、多様化に伴う専門技術者教育の要請に速やかに対応するために、入学機会を増やすとともに、社会人入学、留学生入学を充実させる。

(5) 地域社会への教育貢献

1) 生涯学習・リフレッシュ教育の推進

ねらい：地域にとけ込む大学として公開講座、市民講座等を通して生涯学習・リフレッシュ教育を推進し、

いてのアンケートを実施し、それをまとめた情報を学生に提供する。

- ウ) 入学後早期から、将来の進路についての意識形成を図るため、低学年の学生も対象とした就職ガイダンスを実施する。
- エ) 上記1) ア) iv) に加え、既存の「就職資料室」の資料やホームページによる就職情報の充実を図り、学生の就職活動を支援する。
- オ) 上記措置は、平成16年度に検討し、平成17年度から実施する。

4) 左の実施方策

- ア) 学生支援センターにおいて、同窓会組織の協力を得て卒業生のフォローアップの方策を検討する。
- イ) ホームページの卒業生との連絡ページを充実させる。
- ウ) 上記ア) の措置は、平成17年度末までに検討結果をまとめ、実施可能なものから順次実施する。イ) の措置は、平成16年度に検討し、平成17年度から実施する。

(4) 入学試験と入学前学生への教育支援に関する目標を達成するための措置

1) 左の実施方策

- ア) 既設のアドミッションセンターと入学者選抜方法等研究委員会を核にして、新たな「アドミッションセンター」を設置する。
 - i) AO入試における選抜方法の企画・立案及び合格後の入学前教育支援を担当する。
 - ii) 一般選抜における選抜方法の企画・立案並びに入試広報活動の企画・立案、大学説明会を担当する。
- イ) 本学のアドミッションポリシーを積極的に学外に周知するために、広報誌や入学情報ホームページを充実するとともに、入試広報活動を広域化する。
- ウ) アドミッションポリシーに対応する能力を把握するための出題教科・科目の設定と実技検査、小論文、面接等の工夫・改善を図る。
- エ) アドミッションセンターは、平成16年度に設置し、活動を開始する。

2) 左の実施方策

- ア) 秋季入学入試を実施する専攻を増やす。
- イ) 社会人特別選抜入試、留学生特別選抜入試を年複数回実施する。
- ウ) 上記措置は、平成16年度から順次実施する。

(5) 地域社会への教育貢献に関する目標を達成するための措置

1) 左の実施方策

- ア) 総合教育センターによって、毎年、公開講座、市民講座、体験学習講座を企画し、全学の支援を得て現行の10回程度の開催をさらに拡充し、計画的に実施する。

併せて中高生等への体験学習の開催等により次世代を担う青少年に対して、科学技術への関心を啓発する。

2) 特色ある学内共同利用施設の公開と市民講座・シンポジウム等の開催

ねらい：従来から実施している、市民への施設の公開や公開講座などを一層活発化させるとともに、独自の展覧会や研究成果公開シンポジウムなどを積極的に開催する。

3) 高大連携教育の推進

ねらい：高校教育から大学教育への円滑な移行と大学教育の改革に資するため、高大連携を推進する。

2 研究

「豊かな感性に導かれ、心身の活力と充足感をもたらす新しいサイエンスとテクノロジーの開拓」及び、「歴史都市京都から世界に向けて発信する、人間・環境・産業・文化調和型の個性あふれる先端テクノロジーの研究開発」を目指し、特に次の点において取り組む。

(1) 特色ある研究の重点的推進

1) 重点領域研究の推進

ねらい：ヒューマン・オリエンティッド・テクノロジーの確立に必要な重点領域研究及び新たな重点領域研究を支援、推進する。

- イ) 本学の特色ある人間教養科目を中心に市民向けの聴講対象科目として公開し、積極的に広報を行う。
- ウ) 学部専門科目、大学院科目を社会人リフレッシュ、ブラッシュアップ教育のための聴講対象科目として公開し、積極的に広報を行う。
- エ) 丹後サテライトにおいて企業支援プログラムに加え、地域のニーズにあった新たな教育プログラムを開発する。
- オ) 上記措置は、平成16年度から順次実施する。

2) 左の実施方策

- ア) 美術工芸資料館はアート・アンド・デザイン・ミュージアムとして、収蔵品の公開や独自の展覧会、公開シンポジウムを開催し、市民へのより積極的な広報を行う。
- イ) 生物資源フィールド科学教育研究センターでは、これまでの実績をベースに、実体験を中心とした市民向け公開講座を拡充開催する。
- ウ) ショウジョウバエ遺伝資源センターなどの特色ある学内共同利用施設では、体制等の充実強化を図り、公開の研究成果シンポジウム等を積極的に企画する。
- エ) 上記措置は、平成16年度から全学の支援も得て順次実施する。

3) 左の実施方策

- ア) 総合教育センターを中心に、高校と共同で教育研究協議会（仮称）を設置し、出前授業、研究授業、体験入学等を通して、高校・大学双方の教育改革に資する。
- イ) 上記措置は、平成16年度に着手し、平成17年度以降本格実施する。

2 研究に関する目標を達成するための措置

(1) 特色ある研究の重点的推進に関する目標を達成するための措置

1) 左の実施方策

- ア) 「研究推進本部」を設置し、ケモバイオ繊維、環境エレクトニクス、成熟都市に向けた造形文化、昆虫機能とナノテクなど、既に重点的に取り組んでいる研究プロジェクトの組織・計画を見直した上で、継続する必要があると認められるものについては、適切な支援を行う。
- イ) 上記研究プロジェクトに加えて、本学が目指すヒューマン・オリエンティッド・テクノロジーの確立に資する研究課題を学内COEとして公募し、学内外の有識者の協力を得て審査決定し、支援する。
- ウ) 上記重点領域研究プロジェクトについては、研究シンポジウム等により内外に定期的に成果を公表し、評価を受ける。

2) 「新しい研究の芽」の育成

ねらい：科学と芸術・環境共生マインドなどに基づく異分野融合によるヒューマン・オリエンティッド・テクノロジーの開拓を目指した新しい研究の芽を重点的に育成する。

3) 国際研究拠点の形成

ねらい：社会の要請に応じた高度な研究を展開し、ヒューマン・オリエンティッド・テクノロジーの分野で国際研究拠点の形成に向けた戦略を構築する。

4) 研究水準・成果の不断の検証

ねらい：研究に関する目標を達成するため、定期的に研究水準及び成果の検証を行い、研究の質の向上を図る。

(2) 研究実施体制等の整備

1) 研究組織の柔構造化

ねらい：社会のニーズに応じた研究の展開や重点領域研究の推進並びに新領域の創出を可能とするため、研究実施体制や研究支援体制の柔構造化を図る。

- エ) 研究推進本部は、教職員による兼務のほか、必要に応じ、一定期間同本部を本務とする教員で構成する。
- オ) 上記の措置は、平成16年度から実施する。

2) 左の実施方策

- ア) 研究推進本部において研究課題を公募し、審査の上決定し支援する。
- イ) 年度ごとに研究報告の提出を求めホームページで公開する。
- ウ) 上記の措置は、平成16年度から実施する。

3) 左の実施方策

- ア) 政府・国際協力機関等が実施する国際協力事業に積極的に参画するとともに、研究推進本部は、後述の国際交流センターと協力し、本学が重点的に取り組むテーマなどについて、協定校群を中心とした国外の大学・研究機関等との連携を強化する方策を講じる。
- イ) 上記の措置は、平成17年度から実施する。

4) 左の実施方策

- ア) 研究推進本部において、研究業績を含む「研究総覧」をデータベース化してホームページで公表する。
- イ) 研究水準及び研究成果等の検証と評価は、定期的な自己点検・評価及び外部有識者による検証を通して行う。その際、研究成果が本学の教育研究の向上や研究の重点項目の達成に寄与しているかなどの観点を踏まえ厳密に行う。
- ウ) 研究推進本部は、評価結果に基づき、必要な支援や助言を行う。
- エ) 上記の検証及び評価は、自己点検・評価に関する事項を参照のこと。データベース化については、平成16年度中に整備し公表する。

(2) 研究実施体制等の整備に関する目標を達成するための措置

1) 左の実施方策

- ア) 研究推進本部において、新領域、境界領域、融合領域や重点的に取り組む領域などへ柔軟かつ機動的に対応できる学部、学科、専攻の枠を越えた研究グループを組織する。
- イ) 上記ア)において、特に異分野の若手研究者を中心としたプロジェクト研究により、将来の研究の中核となり得る萌芽的・先導的研究を重点的に推進する。
- ウ) 大学院生等の積極的参加を促して、プロジェクト研究へRA経費を重点配分するなどの支援体制を強化する。
- エ) 重点領域の研究に取り組む教員に、一定期間教育やその他の業務を免除するサバティカル制度を導入する。
- オ) 上記の措置は、平成16年度に準備し、平成17年度から順次実施する。

2) 研究基盤の計画的整備

ねらい：研究施設や設備等の効率的・効果的な利用及び計画的な整備を図り、研究環境の充実・強化を図る。

3) 客観的で公正な評価による競争原理の徹底

ねらい：競争原理に基づく公正で客観的な研究成果の評価により、同評価結果を反映した研究費配分等、研究の更なる活性化と質の改善を図る。

3 社会との連携協力、国際的な交流協力

地域、企業、海外の大学等との緊密な連携協力と互恵の精神による知的資産の一層の充実を目指し、以下の項目に重点を置いて、連携や交流の推進を図る。

(1) 産官(公)学連携の推進及び知的財産の形成

1) 全学的・組織的で機動性ある産官(公)学連携の推進

ねらい：地域等のニーズと本学が有するシーズがマッチした産官(公)学の連携による社会貢献・地域貢献を積極的に推進するとともに、ベンチャーの起業を支援する。

2) 知的財産本部機能の整備

ねらい：学内の知的資源を財産化し、その運用管理を含めてマネジメントする総合的な知的財産本部機能を有する組織を整備し、知的財産戦略を構築する。

2) 左の実施方策

- ア) 本学が重点的に取り組む研究領域における研究活動の一層の高度化・活性化を図る観点から、研究推進本部において、特色ある附属教育研究施設と協力しつつ、当該施設の整備方策を立案する。
- イ) 研究に必要な設備等の一元集中管理や共同利用を促進し、効率的・効果的使用を図るとともに、それらを計画的に整備・拡充する観点から、研究推進本部において具体的方策を検討する。
- ウ) 上記の措置については、平成16年度に方策を定め、平成17年度より同方策に沿って実施する。

3) 左の実施方策

- ア) 研究へのモチベーションを高めるため、研究推進本部は、研究実績の評価に基づく研究費配分等の制度の改善を検討する。
- イ) 上記に関し、平成16年度にその方途の取りまとめを行う。

3 社会との連携協力、国際的な交流協力に関する目標を達成するための措置

(1) 産官(公)学連携の推進及び知的財産の形成に関する目標を達成するための措置

1) 左の実施方策

- ア) 地域共同研究センター、インキュベーション・ラボラトリー及び大学院ベンチャー・ラボラトリー、機器分析センターの相互連携を強化して一体的に機能させる「产学連携機構」を設置し、全学的・能動的な产学研連携体制を構築する。
 - i) 地域や企業及び近畿経済産業局との連携を積極的に推進し、技術移転、技術指導、技術相談、情報の提供など、地域貢献事業を充実し推進するほか、企業等との包括研究連携契約を締結し产学連携を加速させる。また、丹後サテライトにおける企業支援プログラムによる事業展開を引き続き推進し、地域産業の活性化に貢献する。
 - ii) 大学発ベンチャーの創出・育成を推進するため、インキュベーションルームの貸与、学部及び大学院にベンチャー関連授業科目の提供、外部専門家を招へいしての指導・助言など、ハード及びソフトの両面から積極的に支援する。
- イ) 産官(公)学連携の推進による積極的な事業展開等を図りつつ、平成16年度以降も外部資金の受入れについて着実な拡充を図る。
- ウ) 产学連携機構は平成16年度に設置し、活動を開始する。

2) 左の実施方策

- ア) 学外TLGや弁理士会等との連携も視野に入れつつ、知的財産本部機能を有する組織を整備する。
- イ) 上記組織においては、特許等の創出、取得、管理、運用に関する総合的な知的財産戦

(2) 国際交流の推進

1) 国際交流推進体制の構築

ねらい：長期ビジョンに掲げる「国際的工科系大学」の実現に向けて、国際交流全般について総合的に企画・推進する体制を構築する。

2) 若手人材の重点的育成

ねらい：本学学生や本学の将来を担う若手研究者に対し、国際的な経験を積む機会を積極的に提供し、世界で活躍できる人材の育成に資する。

3) 教育研究協力事業の重点的推進

ねらい：協定大学等との組織的、継続的な教育研究協力事業を展開する。

略を構築して、これを実施推進するとともに、知的財産に関する講習や研修を実施して人材育成にも努める。

ウ) 知的財産本部の設置については、知的財産のストックとフローの動向等を調査分析しつつ、平成16年度末の発足を目指す。

(2) 国際交流の推進に関する目標を達成するための措置

1) 左の実施方策

- ア) 「国際交流センター」を設置し、研究者交流及び留学生の入学から卒業後までの指導・支援を含む総合的な国際交流推進体制を構築する。
- イ) 国際交流協定校の増加（10%程度）を図るとともに、協定更新時には実質の伴わない協定や必要な水準に達しない協定を見直す。また、交流協定校コーディネーターの組織化を行い、先進各国との教員や学生の交流を促進するなど、交流の質的向上を図る。
- ウ) EU-Japanなどのグループ間交流に参画し、先端材料科学分野において日本におけるグローピングの中核となる。
- エ) 国際交流センターは、教職員による兼務のほか、必要に応じ、一定期間センターを本務とする教員で構成する。
- オ) 上記措置は、平成16年度から実施する。

2) 左の実施方策

- ア) 本学独自の国際交流に関する資金や外部資金を活用し、学生や若手研究者に特に重点を置き、協定校への派遣や国際研究集会への参加等を支援する。
- イ) 上記措置については、平成16年度から着手し、国際交流事業全体に占める比率を飛躍的に高める。

3) 左の実施方策

- ア) 本学が推進する特定テーマに重点をおいて、協定大学等との国際共同教育研究や技術協力を推進する。
- イ) 大学院に国際コースを設置し、途上国等から優秀な留学生を確保して、修士・博士一貫教育により4年で学位を授与する。なお、毎年度の受け入れ留学生の目標数を2名とする。
- ウ) 途上国等に拠点交流大学を設定し、教員の派遣、学生（院生）の研修をも組み込んだ交流教育プログラムを展開する。
 - イ) ヴィエトナム、タイをはじめとする東南アジア各国の協定大学群のうちから拠点大学を選定し、大学院レベルでのサンドイッチ・プログラムをはじめ各種教育交流プログラムを実施する。
- エ) 上記事業の実施にあたっては、本学独自の資金や外部資金を重点的に充当する。
- オ) 上記措置については、平成16年度から着手し、上記2)とともに、国際交流事業全体に占める比率を飛躍的に高める。

4 学術情報の集積・発信

長期ビジョンを視野に入れた教育研究環境の向上、地域社会・国際社会との連携強化、学術活動の説明責任を果たすため、学内で創出される学術情報の総合的な収集・保存・発信・公開の機能整備・強化に取り組む。

1) 学術情報集積・発信機能の整備

ねらい：全学的な情報基盤の上に総合的な学術情報集積・発信機能を整備することによって本学の学術関連活動を顕在化させ、学生・教員の自由な発想と創造性を刺激すると同時に、研究活動の競争的側面を支援する情報環境づくりを行う。

III 業務運営の改善及び効率化

長期ビジョンに向けた課題である「学生のニーズや地域・社会の要請に的確に対応できる柔軟でみずみずしい組織に支えられた、大学運営の実現」に向け、以下の措置を講じる。

1 運営体制の改善

1) ユーザー・オリエンティッドの大学運営の徹底

ねらい：学生や地域社会など大学知の利用者（ユーザー）に大学運営の視点を置く。その際、現在のユーザーニーズに適切に対応するとともに、国立大学として、将来社会のユーザーにも対応しうる体制を整える必要がある。このため、将来発展する可能性のある「新しい研究の芽」を育てることにも十分配慮し、異分野の交流、若手研究者の研究環境の改善、優れた学生の育成等に資する運営の徹底を図る。

2) トップマネジメントに必要なマーケティング手法の活用

ねらい：大学運営の機動性等を高めるため、トップマネジメントを大幅に採用するとともに、学内のボトムアップとの調和を図るために、ニーズや動向の調査分析、将来予測、企画立案等を適切に実施する。

3) 全学一体となった実施体制の確立

4 学術情報の集積・発信に関する目標を達成するための措置

1) 左の実施方策

- ア) 情報化推進委員会において、学内で創出される学術情報の体系的収集と総合化を推進し、学術情報の発信窓口を一元化した「KIT学術情報ポータル」（仮称）の構築・運用に向けた計画を策定する。
- イ) 上記措置は、平成17年度までに学術情報の所在、電子ジャーナル等に関する必要な調査を進め、平成18年度に学術情報ポータルを構築して中期目標後期の実施に対応する。

II 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するための措置

1 運営体制の改善に関する目標を達成するための措置

1) 左の実施方策

- ア) 学生の履修上・生活上の支援、社会との連携などについて、教職員が一体となった窓口と責任体制を明確にする。
- イ) 効果的な教育の提供、異分野との研究交流の促進等を容易にするため、教育研究組織の柔構造化を図る。
- ウ) 上記ア) 及びイ) の具体的措置については、上記該当する事項欄を参照のこと。

2) 左の実施方策

ア) 大学戦略室等作業部会の強化

- i) 平成15年度から設置されている大学戦略室の経験を踏まえ、平成16年度から各種作業部会を設置し、大学運営の改善充実に向け、機動的な体制を構築する。役員会等からの指示による事項の調査研究のほか、必要な事項につき、自ら情報収集、調査分析等を実施する。
- ii) 大学戦略室等作業部会への経費措置等を含め、体制の強化を図る。

3) 左の実施方策

ねらい：全教職員のポテンシャルを効率よく最大限に發揮し得るよう、学内各組織の役割と責任を明確にした上で簡素化し、全構成員が一致して協力できるわかりやすい体制に改める。

- ア) 教育研究組織の長の権能と説明責任の強化
 - i) 大学全体の経営方針に沿って、教育研究現場を指揮・調整する学部長等教育研究組織の長に対し、当該組織に配分された経費等の執行面における裁量権を強化し、リーダーシップを支援する。
 - ii) 各組織における事業等の方針、経費措置、成果等については、学内に公表し、説明責任の強化を図る。
 - iii) 各組織の長を補佐する体制を強化し、必要と認められる場合には、大学全体で財政的な支援を行う。
 - iv) 上記措置については、平成16年度を準備期間とし、平成17年度から本格実施する。
- イ) 委員会等組織の見直し
 - i) 委員会等の学内組織については、企画立案機能、実施機能の両面から見直しを行い、役割、権限等を明確化する。
 - ii) 代替措置が講じられる場合は当該委員会を廃止し、大学全体として簡素化を図る。
 - iii) 特に必要な場合を除き、企画立案、調整、実施のそれぞれの面で統合的な権能を有するセンター的な組織として設置することを原則とし、教員・事務職員等で構成する。
 - iv) 上記については、平成16年度早期に新体制に移行する。

2 教育研究組織等の見直し

1) 教育研究組織等の在り方の検討

ねらい：本学の長期ビジョンの実現に向けて、学内のリソースを最大限有効活用する観点から、教育研究組織や教育システム等の在り方について見直し・検討を行う。

2 教育研究組織等の見直しに関する目標を達成するための措置

1) 左の実施方策

- ア) 大学戦略室等作業部会において、以下の事項について検討を行う。
 - i) 重点領域研究を核として研究センター化を図り、大学院教育を主体的に担うとともに、既存の大学院組織の見直し・再編を行う。
 - ii) 長期ビジョンを具現化する新たな専攻を大学院に設置する。
 - iii) 上記に伴い、夜間主コースを含む夜間教育の在り方を検討する。
 - iv) 地域共同研究センター、インキュベーション・ラボラトリ、大学院ベンチャー・ラボラトリ、機器分析センターが一体として事業展開し得る組織再編を行う。
- イ) 上記の措置は、i) については平成18年度末までに、ii) から iv) については平成17年度末までにそれぞれ結論を得、可能なものから順次実施する。

3 人材の育成・確保の強化

1) 人件費の戦略的配分・執行

ねらい：大学という組織にとって優れた人材の育成と確保が最も重要である。人件費については、学長の一括管理のもと、大学の経営戦略に沿って、効果的、効率的に配分・執行する。また、教職員の能力を十分に発揮できるように適切な人事評価制度を整

3 人材の育成・確保の強化に関する目標を達成するための措置

1) 左の実施方策

- ア) 大学戦略室等作業部会による長期予測等を踏まえ、大学として、人件費の投資方針等人事基本方針を策定する。
- イ) 人事委員会の役割、権限を充実強化し、同委員会において教職員の自己評価を含む適切な人事評価制度を策定整備し、実施する。
- ウ) 上記ア) の人事基本方針は、公募制の効果的な活用や、外国人・女性の採用等の促進

備する。

2) 研修等人材育成計画の策定

ねらい：特に若手教職員の能力開発に資するため、研修の機会の提供等、計画的な育成方策を策定する。

にも配慮しつつ、平成16年度中を目途に策定し、公表する。イ) の人事評価制度は、平成16年度中に整備し、平成17年度から実施する。

2) 左の実施方策

- ア) 次のような措置により、若手人材の育成を図る。
 - i) 教育研究組織の長及び事務局の課・室長は、それぞれ自己の属する組織の教員及び事務職員等の研修等人材育成計画について検討し、その結果を教員に関する事項は人事委員会に、事務職員等については、事務局長にそれぞれ提出する。
 - ii) 人事委員会等は、上記結果報告を踏まえ、人事基本方針に基づき、教職員の資質向上のための研修計画を立案する。
- イ) 研修計画等人材育成に関する計画は、平成17年度内に策定し、これを公表の上、平成18年度から実施する。
なお、現場を離れて研修等を行う教職員の比率は、全体の5%程度まで高める。

3) 優れた人材を確保する方策の策定

ねらい：人材の適切な待遇や新規採用等、優れた人材の確保は、人材育成と同様に大学の発展の成否にかかわる極めて重要な鍵となる。明確な基準に基づく透明で公正な方法により、柔軟迅速に人材を確保する必要がある。

3) 左の実施方策

- ア) 次のような措置により、人材の確保を図る。
 - i) 人事委員会等は、人事基本方針に基づき、教職員の人材確保方策のガイドラインを策定する。
 - ii) 教員については、教育研究組織の長が、上記ガイドラインに沿って、第一期中期目標期間における確保計画を作成して学長に提出する。
 - iii) 人事委員会は、当該確保計画を審査の上、意見を付して学長に答申する。
 - iv) 教育研究組織の長は、承認された確保計画に沿って、具体的個別的確保案件が生じたときは、その都度、人事委員会に申請する。
 - v) 人事委員会は、上記個別案件を審査し、学長に答申するほか、学内教員の教育研究活動の評価や学外研究者の活動等についての自らの調査等に基づき、本学への貢献が高いと認めるときは、個別確保案件を直接、学長に建議することができる。
- イ) 上記ガイドラインは、平成17年度に策定し、平成18年度から適用する。

4 事務等の効率化・合理化

1) 事務等の外部評価の実施

ねらい：事務の効率化、合理化を図る観点から、外部による評価を行い、その提言等を踏まえ、改善を図る。

4 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置

1) 左の実施方策

- ア) 私学等他大学や企業等による本学の事務処理体制等に関する外部評価を実施する。
- イ) 当該評価に基づき、改善案を作成し、実施する。
- ウ) 事務局の外部評価については、平成16年度の実績を対象に、平成17年度に実施する。

2) 左の実施方策

- ア) 専決規程の見直し等により決裁時間を短縮する。
- イ) 大学経営に直接関係する会議等を除き、議事録等の報告書は、原則として会議メンバーが作成し、必要に応じて公表する。

等を進める。

3) アウトソース、支援要員の確保

ねらい：事務の軽量化、迅速化等を図るため、積極的に外部の支援を得る。

- ウ) 本学の事務処理方法について、上記1)ア)による評価を実施し、改善を図る。
- エ) 上記措置については、平成16年度から順次実施する。

3) 左の実施方策

- ア) 上述の外部評価結果等を踏まえ、外部委託が適切なものについては、極力アウトソース化を図る。
- イ) 教育研究支援にかかる事務のうち、適當と認められるものについては、本学学生やその他のボランティア等の支援協力を得る。
- ウ) 上記支援協力の確保にあたっては、当該業務に関する事前の研修プログラムの提供を行う。
- エ) 上記措置については、平成16年度から順次実施する。

IV 財務内容の改善

大学運営の基盤である財務の強化を図るとともに、大学の方針に沿った重点的な投資、効率的な執行に努める観点から、特に次の点に留意する。

1 財務基盤の強化

1) 財務方針の明確化と柔軟で機動的な運用

ねらい：本学の発展に必要な財源の確保と投資等の基本について明確にし、本学構成員による財務上の認識の共有化等を図る。

2) 高度の教育研究を可能とする財政基盤の充実

ねらい：科学研究費補助金、産学連携等収入などの外部資金の増額を図り、チャレンジングな研究開発を可能とする財政基盤を確保する。

2 経費の抑制

1) 計画的な予算執行による経済性・効率性・合理性の確保

III 財務内容の改善に関する目標を達成するための措置

1 財務基盤の強化に関する目標を達成するための措置

1) 左の実施方策

- ア) 大学戦略室等作業部会による財務に係る長期予測等を踏まえ、大学として財務基本方針を策定する。
- イ) 財務基本方針に沿って財務の強化、効果的な運用を図るため、「財務委員会」を設置する。同委員会は、事業計画への投資効果等についても適切なモニタリングを行い、必要に応じて改善に向けた助言等を行うとともに、次年度以降の計画変更等に反映する。
- ウ) 上記措置は、平成16年度から着手する。

2) 左の実施方策

- ア) 財務委員会は、地域共同研究センターや研究推進本部と協力し、外部資金の各種公募情報等を収集し学内に周知するとともに、学内の研究資金による成果が科研費をはじめとする外部資金の獲得・拡大につながる戦略を策定する。
- イ) 財務委員会は、美術工芸資料館による特別展やショウジョウバエ遺伝資源センターの資源分譲等に関し、大学の収入増につながる効果的な方策について有用な情報等を収集分析し、当該施設と協力し、有料化に向けた検討を行う。
- ウ) 上記ア)については平成16年度より予備的検討を進め、イ)については平成17年度末を目指して検討の取りまとめを行う。

2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置

1) 左の実施方策

- ア) 予算の効率的・効果的使用を図るため、財務委員会において、重点分野への資金投入

ねらい：大学戦略に基づいたメリハリのある予算計画と教職員に対するコスト意識の徹底により不必要的経費の抑制を図る。

2) 人件費の削減

ねらい：「行政改革の重要方針」（平成17年12月24日閣議決定）において示された総人件費改革の実行計画を踏まえ、人件費削減の取組を行う。

3 資産の運用管理の改善

1) 長期的な資金計画とリスク管理

ねらい：長期的な資金計画に基づき、リスク管理のもと、資金の有効活用を図る。

など戦略的な予算計画を策定する。

- イ) 教職員のコスト意識の徹底を図るため、光熱水料などについてはISO認証継続活動とも関連させて、財務委員会において節減目標を定め、公表する。
- ウ) 業務の経済性、効率性を図るため、アウトソースや学生ボランティアなどの活用について検討し、可能な業務から実施する。
- エ) 上記措置は、平成16年度より順次着手する。

2) 左の実施方策

- ア) 総人件費改革の実行計画を踏まえ、平成21年度までに概ね4%の人件費の削減を図る。

3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置

1) 左の実施方策

- ア) 財務委員会は、長期の資金計画を策定し、余裕資金の運用に当たっては預託先金融機関の健全性等に細心の注意を払いながら、安全かつ有利な預託方法を選択する。
- イ) 上記資金計画については、平成16年度末を目途に策定する。

V 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供

本学が国立大学として、社会の負託に応え、優れた成果を社会に還元するためには、自らを的確に映し出す「鏡」が必要であり、社会とのコミュニケーションによる価値の共有が重要である。以下はそのために不可欠な項目である。

1 自己点検・評価

1) 責任ある自己点検・評価体制の構築

ねらい：中期目標を達成するため、教育研究や管理運営等の諸活動全般にわたって中期計画の履行状況等について定期的な点検・評価を行うとともに、点検・評価結果に基づく問題点等を効果的に改善につなげる責任ある体制を整備する。

IV 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するための措置

1 自己点検・評価に関する目標を達成するための措置

1) 左の実施方策

- ア) 責任ある自己点検・評価を実施するため、「大学評価室」を設置する。
- イ) 大学評価室は、関係組織と連携を図りつつ、全学の自己点検・評価を一元的に企画・立案・実施並びに第三者評価等に対応するとともに、評価結果に基づく改善措置について検証を行う。
- ウ) 自己点検・評価結果に基づく改善すべき課題については、大学評価室から当該部署等に改善計画の提出を求め、当該改善計画及び措置について検証する。
- エ) 平成16年度中に大学評価室を設置し、自己点検・評価の視点、方法、提示すべきデータ等について定め、学内に周知する。実績等は各年度終了ごとに収集し、自己点検・評価は中期目標期間中に2回実施する。

2) 左の実施方策

- ア) 自己点検・評価結果並びに改善に向けた取組みの結果については、その都度、ホームページや広報誌、報告書により学内外に広く公表する。

2) 自己点検・評価結果等の学内外への公表

ねらい：社会から信頼される自己点検・評価とするため、自己点検・評価結果並びに改善計画等を学内外に

公表する。

2 情報の提供等

1) 社会に対する積極的な情報発信による説明責任の履行と有用な情報の収集・発信

ねらい：国立大学としての説明責任を果たすため、大学の理念、目標をはじめ様々な活動に関する情報を社会に対して公表する。また、社会のニーズに対応した有用な情報の収集と発信を行う。

2) 情報の発信と社会からの意見等の収集による双方向に開かれた大学

ねらい：積極的な大学情報の発信により、社会からの信頼を得、また社会からの様々な意見を収集して大学運営の参考に資するなどにより、双方向に開かれた大学づくりに努める。

VI その他業務運営

1) 施設設備の整備・活用等

1) 高度な教育研究活動を支援し得る施設設備の整備

ねらい：大学の発展を見通しつつ、学術の進展や多様化する教育研究に対応した、高機能で快適な施設環境の整備を図る。

2) 総合的な省エネ対策の推進

ねらい：環境保全、経費削減の観点から、施設設備の活用

2 情報の提供等に関する目標を達成するための措置

1) 左の実施方策

- ア) 大学における情報発信機能を強化するため、「広報センター」を設置する。
 - i) 広報センターにおいて、社会に対して有用と思われる次のような情報を収集し、ホームページや広報誌などを通じて社会に発信する。
 - ・大学の教育研究目標、入学や学習機会に関する情報、学生の知識・能力の修得水準に関する情報、卒業生の進路に関する情報、研究課題に関する情報、財務状況、自己点検評価の状況に関する情報など
 - ii) 情報の収集及び発信は、大学評価室と共に、関係部署と連携しつつ行う。
 - iii) 情報化社会におけるホームページの重要性に鑑み、社会からの多様なニーズに対応できるよう抜本的な見直し・改善を行う。
 - iv) 広報誌の頁数（現在 20 頁）を増やし、内容を充実する。
- イ) 広報センターは平成 16 年度に設置し、活動を開始する。ただし、上記ア) の iii) 及び iv) の措置は平成 16 年度末までに検討し、平成 17 年度より実施する。

2) 左の実施方策

- ア) ホームページ上に市民等からの質問、意見等を収集するコーナーを設ける。
- イ) 上記措置は平成 16 年度より実施する。

V その他業務運営に関する目標を達成するための措置

1) 施設設備の整備・活用等に関する目標を達成するための措置

1) 左の実施方策

- ア) 環境・施設委員会の体制・権限・機能を強化し、大学の発展を見通した中長期にわたるキャンパス整備計画の策定を行う。
- イ) 環境・施設委員会は、上記キャンパス整備計画を踏まえつつ、老朽建物の耐震改修工事計画、施設利用の見直しによる効率的なスペースの再配分、共用スペースの確保によるプロジェクト研究などへの重点配分、維持管理計画等、総合的な施設マネジメントを策定し、施設設備の効果的・効率的の使用と、着実な整備を推進する。
- ウ) 環境・施設委員会は、後述の安全管理センターと緊密な連携のもと、効果的な運用を図る。
- エ) 上記キャンパス整備計画は、平成 16 年度末を目指して策定する。

2) 左の実施方策

- ア) 環境・施設委員会は、ISO14001の認証継続維持活動と連携して総合的な省エネ対策を

に伴うエネルギー使用の削減に努める。

2 安全管理

1) 安全管理体制の確立

ねらい：高度な教育研究活動を支障なく行い、安全な環境を確保するため、全学的な安全管理体制の確立と学生への安全教育を徹底する。

3 環境問題への取組み

1) 全学的な環境問題への取組み

ねらい：本学の教育研究上の長期ビジョンとも深くかかわる課題である環境汚染防止と地球環境の継続的改善という視野から、学生の積極的な参画を促し、継続的に環境負荷低減活動を全学的に推進する。

4 他大学との連携協力の強化

1) 教育研究開発能力（コア・コンピテンス）の向上と他大学との幅広い連携協力

ねらい：これまで述べてきた目標を達成し、期待される成果を挙げるためには、国内外の大学や研究機関と緊密に連携し、提携関係、協力関係を樹立していくことが重要である。

しかしながら、かかる提携・協力関係を実りあるものとするためにも、本学が他大学等に積極的に貢献し得る教育研究のコアの確立と開発能力を確実なものとしていくことが何よりも重要である。なお、上記視点を踏まえつつ、大学再編・統合について検討を継続していく。

検討し、省エネ活動の推進とエネルギー使用の削減のための具体的数値目標を計画し、公表する。

イ) 上記の計画は、平成16年度内にとりまとめる。

2 安全管理に関する目標を達成するための措置

1) 左の実施方策

- ア) 本学の総合的な安全衛生管理対策を企画・立案・実施するための組織として、新たに「安全管理センター」を設置する。
 - i) 労働安全衛生法等を踏まえた施設・設備面での管理を徹底し、定期的な点検・改善を行う。
 - ii) 危機管理マニュアルを作成し、危機管理の徹底を図る。
 - iii) 安全衛生に関する講習会を実施し、構成員及び学生の安全衛生管理意識の向上を図る。
- イ) 安全管理センターは、教職員による兼務のほか、必要に応じ、一定期間センターを本務とする教員で構成する。
- ウ) 上記センターは、平成16年度に設置し、順次活動を進める。

3 環境問題への取組みに関する目標を達成するための措置

1) 左の実施方策

- ア) 環境管理責任者の指揮の下に、環境・施設委員会、環境科学センターを中心に、ISO14001認証の継続維持活動を全学的に進める。
- イ) 平成15年度に全学取得したISO認証を、平成16年度以降確実に継続維持充実させる。
- ウ) 環境科学センターの体制を整備し、上記の認証継続維持活動を充実させる。

4 他大学との連携協力の強化に関する目標を達成するための措置

1) 左の実施方策

- ア) 京都府立大学、京都教育大学をはじめとする近隣の大学への授業公開等による単位互換の充実とともに、「大学コンソーシアム京都」が実施する学生交流や共同事業への積極的な参加を図る。
- イ) 近隣の大学や医・工科系大学等との研究交流、共同研究事業をより組織的に展開する。
- ウ) 人事事務システム、財務会計システム、資産管理事務システム等について、各国立大学法人共通システムの構築等、事務情報化に関する連携を継続する。
- エ) 上記措置については、大学戦略室等作業部会を中心に総合的な方策を検討し、平成16年度より着手可能なものから順次実施する。

VI 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画
別紙のとおり

VII 短期借入金の限度額

- 1 短期借入金の限度額
14億円

2 想定される理由

運営費交付金の受入れ遅延及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借り入れすることも想定される。

VIII 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

なし

IX 剰余金の使途

決算に剰余金が発生した場合、教育研究の質の向上及び組織運営の改善に充てる。

X その他

- 1 施設・設備に関する計画
施設・設備に関する計画

施設・設備の内容	予定額（百万円）	財源
小規模改修	総額 162	施設整備費補助金（162）

(注1) 金額については見込みであり、中期目標を達成するために必要な業務の実施状況等を勘案した施設・設備の整備や老朽度合い等を勘案した施設・設備の改修等が追加されることもある。

(注2) 小規模改修について17年度以降は16年度同額として試算している。
なお、各事業年度の施設整備費補助金、国立大学財務・経営センター施設費交付金、長期借入金については、事業の進展等により所要額の変動が予想されるため具体的な額については、各事業年度の予算編成過程等において決定される。

2 人事に関する計画

(1) 方針

本学の人材を活用し、かつ、有能な人材を確保していくことを基本として、柔軟な

組織の構築等により、機動的・流動的人材配置を実現するため、長期的かつ計画的な人員配置を遂行する。

(2) 指針

職員の適性に配慮しつつ適切な人員配置を推進するとともに、評価制度等を確立する。また、本学の戦略により職員の重点領域への配置を図る。

(参考)

中期目標期間中の人件費総額の見込 31, 241百万円（退職手当は除く）

3 中期目標期間を超える債務負担

(PFI事業)

なし

(長期借入金)

なし

(リース資産)

なし

別表 1

教 育 研 究 上 の 基 本 組 織

学 部	工芸科学部
研究科	工芸科学研究科

別表2

各 年 度 の 学 生 収 容 定 員

平成 16 年 度	工芸学部	1, 970人	
	繊維学部	920人	
平成 17 年 度	工芸科学研究科	659人	
		うち修士課程 521人 博士課程 138人	}
平成 18 年 度	工芸学部	1, 960人	
	繊維学部	920人	
平成 19 年 度	工芸科学研究科	664人	
		うち修士課程 526人 博士課程 138人	}
平成 20 年 度	工芸科学部	2, 805人	
	工芸科学研究科	746人	
平成 21 年 度		うち修士課程 608人 博士課程 138人	}
	工芸科学部	2, 730人	
平成 20 年 度	工芸科学研究科	828人	
		うち修士課程 690人 博士課程 138人	}
平成 21 年 度	工芸科学部	2, 665人	
	工芸科学研究科	828人	
		うち修士課程 690人 博士課程 138人	}
平成 21 年 度	工芸科学部	2, 600人	
	工芸科学研究科	828人	
		うち修士課程 690人 博士課程 138人	}

別紙

予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

1 予 算

平成16年度～平成21年度予算

(単位：百万円)

区分	金額
収入	
運営費交付金	31,331
施設整備費補助金	162
施設整備資金貸付金償還時補助金	1,816
国立大学財務・経営センター施設費交付金	—
自己収入	14,203
授業料及入学金検定料収入	13,937
雑収入	266
産学連携等研究収入及び寄附金収入等	4,878
長期借入金収入	—
計	52,390
支出	
業務費	45,534
教育研究経費	36,348
一般管理費	9,186
施設整備費	162
産学連携等研究経費及び寄附金事業費等	4,878
長期借入金償還金	1,816
計	52,390

[人件費の見積り]

中期目標期間中総額 31,241百万円を支出する。(退職手当は除く)

注) 人件費の見積りについては、17年度以降は16年度の人件費見積り額を踏まえ試算している。

注) 退職手当については、国立大学法人京都工芸繊維大学職員退職手当規則に基づいて支給することとするが、運営費交付金として措置される額については、各事業年度の予算編成過程において国家公務員退職手当法に準じて算定される。

注) 組織設置に伴う学年進行の影響は考慮していない。

[運営費交付金の算定ルール]

○毎事業年度に交付する運営費交付金については、以下の事業区分に基づき、それぞれの対応する数式により算定したもので決定する。

I [学部教育等標準運営費交付金対象事業費]

- ① 「一般管理費」：管理運営に必要な職員（役員含む）の人事費相当額及び管理運営費の総額。L (y - 1) は直前の事業年度におけるL (y)。
- ② 「学部・大学院教育研究経費」：学部・大学院の教育研究に必要な設置基準上の教職員の人事費相当額及び教育研究経費の総額。D (y - 1) は直前の事業年度におけるD (y)。（D (x) は、設置基準に基づく教員にかかる給与費相当額。）
- ③ 「教育等施設基盤経費」：教育研究等を実施するための基盤となる施設の維持保全に必要となる経費。F (y - 1) は、直前の事業年度におけるF (y)。

[学部教育等標準運営費交付金対象収入]

- ④ 「入学料収入」：当該事業年度における入学定員数に入学料標準額を乗じた額。
(平成15年度入学料免除率で算出される免除相当額については除外)
- ⑤ 「授業料収入」：当該事業年度における収容定員数に授業料標準額を乗じた額。
(平成15年度授業料免除率で算出される免除相当額については除外)

II [特定運営費交付金対象事業費]

- ⑥ 「学部・大学院教育研究経費」：学部・大学院の教育研究活動の実態に応じ必要となる教職員の人事費相当額及び教育研究経費の総額。D (y - 1) は直前の事業年度におけるD (y)。
- ⑦ 「附属施設等経費」：附属施設の研究活動に必要となる教職員の人事費相当額及び事業経費の総額。E (y - 1) は直前の事業年度におけるE (y)。
- ⑧ 「特別教育研究経費」：特別教育研究経費として、当該事業年度において措置する経費。
- ⑨ 「特殊要因経費」：特殊要因経費として、当該事業年度に措置する経費。

[特定運営費交付金対象収入]

- ⑩ 「その他収入」：検定料収入、入学料収入（入学定員超過分）、授業料収入（収容定員超過分）、雑収入。平成16年度予算額を基準とし、中期計画期間中は同額。

$$\text{運営費交付金} = A(y) + C(y)$$

1. 毎事業年度の教育研究経費にかかる学部教育等標準運営費交付金及び特定運営費交付金については、以下の数式により決定する。

$$A(y) = D(y) + E(y) + F(y) + G(y) - H(y)$$

- (1) $D(y) = \{D(y-1) \times \beta \text{ (係数)} \times \gamma \text{ (係数)} - D(x)\} \times \alpha \text{ (係数)} + D(x)$
- (2) $E(y) = E(y-1) \times \beta \text{ (係数)} \times \alpha \text{ (係数)}$
- (3) $F(y) = F(y-1) \times \alpha \text{ (係数)} \pm \varepsilon \text{ (施設面積調整額)}$
- (4) $G(y) = G(y)$
- (5) $H(y) = H(y)$

D (y) : 学部・大学院教育研究経費 (②、⑥) を対象。

E (y) : 附属施設等経費 (⑦) を対象。

F (y) : 教育等施設基盤経費 (③) を対象。

G (y) : 特別教育研究経費 (⑧) を対象。

H (y) : 入学料収入 (④)、授業料収入 (⑤)、その他収入 (⑩) を対象。

2. 每事業年度の一般管理費等にかかる学部教育等標準運営費交付金及び特定運営費交付金については、以下の式により決定する。

$$C(y) = L(y) + M(y)$$

$$(1) \quad L(y) = L(y-1) \times \alpha \text{ (係数)}$$

$$(2) \quad M(y) = M(y)$$

L (y) : 一般管理費 (①) を対象。

M (y) : 特殊要因経費 (⑨) を対象。

【諸係数】

α (アルファ) : 効率化係数。△1%とする。

β (ベータ) : 教育研究政策係数。物価動向等の社会経済情勢等及び教育研究上の必要性を総合的に勘案して必要に応じ運用するための係数。

各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な係数値を決定。

なお、物価動向等の社会経済情勢等を総合的に勘案した係数を運用する場合には、一般管理経費についても必要に応じ同様の調整を行う。

γ (ガンマ) : 教育研究組織係数。学部・大学院等の組織整備に対応するための係数。

各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な係数値を決定。

ε (イプシロン) : 施設面積調整額。施設の経年別保有面積の変動に対応するための調整額。

各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な調整額を決定。

(注) 運営費交付金は上記算定ルールに基づき、一定の仮定の下に試算されたものであり、各事業年度の運営費交付金については、予算編成過程においてルールを適用して再計算され、決定される。

なお、運営費交付金で措置される「特別教育研究経費」「特殊要因経費」については、17年度以降は16年度と同額として試算しているが、教育研究の進展等により所要額の変動が予想されるため、具体的な額については、各事業年度の予算編成過程において決定される。

(注) 施設整備費補助金、国立大学財務・経営センター施設費交付金、長期借入金収入は、「施設・設備に関する計画」に記載した額を計上している。

(注) 施設整備資金貸付金償還時補助金は、償還計画に基づく所要額を計上している。

注) 自己収入、産学連携等研究収入及び寄附金収入等については、過去の実績等により試算した収入予定額を計上している。

注) 産学連携等研究収入及び寄附金収入等は、版権及び特許権等収入を含む。

注) 業務費、施設整備費については、中期計画を達成するため必要となる経費を試算した支出予定額を計上している。

注) 産学連携等研究経費及び寄附金事業費等は、産学連携等研究収入及び寄附金収入等により行われる事業経費を計上している。

注) 長期借入金償還金については、償還計画に基づく所要額を計上している。

注) 運営費交付金算定ルールに基づく試算において「教育研究政策係数」「教育研究組織係数」は1とし、また、「施設面積調整額」については、面積調整はないものとして試算している。

2 収支計画

平成16年度～平成21年度 収支計画

(単位：百万円)

区分	金額
費用の部	
経常費用	50,341
業務費	46,374
教育研究経費	7,316
受託研究費等	4,028
役員人件費	709
教員人件費	26,109
職員人件費	8,212
一般管理費	2,520
財務費用	0
雑損	0
減価償却費	1,447
収入の部	
経常収益	50,341
運営費交付金	30,227
授業料収益	11,009
入学金収益	1,996
検定料収益	530
受託研究等収益	4,028
寄附金収益	838
財務収益	0
雑益	266
資産見返運営費交付金等戻入	708
資産見返寄附金戻入	7
資産見返物品受贈額戻入	732
臨時利益	—
純利益	0
総利益	0

注) 受託研究費等は、受託事業費、共同研究費及び共同事業費を含む。

注) 受託研究等収益は、受託事業収益、共同研究収益及び共同事業収益を含む。

3 資金計画

平成16年度～平成21年度 資金計画

(単位：百万円)

区分	金額
資金支出	52,885
業務活動による支出	48,894
投資活動による支出	1,680
財務活動による支出	1,816
次期中期目標期間への繰越	495
資金収入	52,885
業務活動による収入	50,412
運営費交付金による収入	31,331
授業料及入学金検定料による収入	13,937
受託研究等収入	4,028
寄附金収入	850
その他の収入	266
投資活動による収入	1,978
施設費による収入	1,978
財務活動による収入	—
前期中期目標期間よりの繰越金	495

[注] 前期中期目標期間よりの繰越金には、奨学寄附金に係る国からの承継見込額495百万円が含まれる。